

# 国立大学法人大分大学会計規則

平成16年4月1日制定  
平成16年規則第7号

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規則は、国立大学法人大分大学（以下「法人」という。）の財務及び会計に関する基準を定め、業務の適正かつ効率的な実施を図るとともに、財政及び運営状況を明らかにすることを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 法人の財務及び会計に関しては、国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法人法」という。）、国立大学法人法施行令（平成15年政令第478号）、国立大学法人法施行規則（平成15年文部科学省令第57号）、国立大学法人会計基準（平成15年3月5日付け国立大学法人会計基準検討会議報告）その他関係法令及び国立大学法人大分大学業務方法書に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

### (事業年度及び年度所属区分)

第3条 法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 法人の会計は、資産、負債及び純資産の増減又は異動並びに収益及び費用について、その原因となった事実の発生した日により年度所属を区分するものとする。ただし、その日を決定し難い場合は、その原因たる事実を確認した日により年度所属を区分するものとする。

### (会計事務の総括)

第4条 学長は、法人の財務及び会計に関する事務を総括する。

### (会計機関)

第5条 学長は、次の各号に掲げる会計機関を設け、その事務に係る職務権限を委任するものとする。

- (1) 契約担当役
- (2) 出納命令役
- (3) 出納役
- (4) 資産管理役

2 学長は、前項に定める会計機関の事務を分掌させるため、事務の範囲を定めて分任会計機関を設けることができる。

3 学長は、会計機関及び分任会計機関に事故があるとき、又は必要があると認めるときは、あらかじめ指定する役員又は職員にその事務を代理させることができる。

4 学長は、必要があるときは、役員又は職員に、前三項に規定する会計機関の事務の一部を処理させることができる。

5 前各号に規定する会計機関の事務を担当する者については、別に定める。

6 この規則のうち、第1項各号に掲げる会計機関に関する規定は、第2項から第4項に規定する会計機関について準用する。

### (会計機関の職務)

第6条 会計機関の職務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 契約担当役 契約、その他の収入又は支出の原因となる行為に関すること。
- (2) 出納命令役 収入又は支出の調査決定、債務者に対する納入の請求、出納役に対する現金、預金又は有価証券の出納命令及び収入又は支出の経理に関連する各勘定科目相互間の振替命令に関すること。
- (3) 出納役 出納命令役の命令に基づく現金、預金及び有価証券の出納保管に関すること。
- (4) 資産管理役 資産（現金、預金及び有価証券等以外のものをいう。以下同じ。）の管理

及び処分に関すること。

(会計機関の兼務禁止)

第7条 会計機関のうち、出納命令役と出納役は兼務することができない。

第2章 勘定及び帳簿

(勘定科目)

第8条 法人の取引は、別に定める勘定科目により区分して整理するものとする。

(帳簿等)

第9条 法人は、会計に関する帳簿及び伝票（以下「帳簿等」という。）を備え、所要の事項を整然かつ明瞭に記録し、保存するものとする。

- 2 帳簿等の種類、様式及び保存期間については、別に定める。
- 3 帳簿等の記録及び保存については、電子媒体によることができる。

第3章 予算

(予算部局)

第10条 この規則において予算部局とは、予算の編成及び執行を行う組織単位をいう。

(予算管理責任者)

第11条 法人に、予算管理責任者を置き、予算部局の長をもって充てる。

- 2 予算管理責任者は、前条に規定する予算部局における予算の執行計画に関する事務を行うものとする。
- 3 学長は、予算管理責任者が事故等により、必要があると認められる場合は、他の職員にその事務を代理させることができる。
- 4 予算部局及び予算管理責任者は、別に定めるとおりとする。
- 5 この規則のうち、予算管理責任者に関する規定は、第3項に規定する代理する職員について準用する。

(予算の編成)

第12条 学長は、予算編成方針を決定し、予算管理責任者に通知する。

- 2 予算管理責任者は、予算編成方針に基づいて、当該予算部局の諸計画の実施に必要な予算案を作成する。
- 3 学長は、予算管理責任者から提出された予算案に基づき、法人の予算案を作成する。
- 4 学長は、作成した予算案について、経営協議会の審議の後、役員会の議決を経て予算を決定する。

(予算配分)

第13条 学長は、予算部局の当該予算を予算管理責任者に配分することができる。

- 2 前項に規定する予算の配分は、運営状況に応じて変更することができる。

(予算の執行)

第14条 予算管理責任者は、前条の規定により配分された予算に基づき、常に予算と実績との比較検討を行い、その適正な執行に努めなければならない。

- 2 予算管理責任者は、配分された予算を超えて執行しようとするときは、別に定める手続によらなければならない。
- 3 予算管理責任者は、予算の執行状況を常に明らかにしなければならない。

(予算の補正)

第15条 学長は、予算を追加又は変更（以下「補正」という。）するときは、予算作成の手続に準じ、補正予算案を作成し、経営協議会の審議の後、役員会の議決を経なければならない。

- 2 緊急を要するため、前項の手続をとることができない場合及び予算に重大な変更を生じさせない場合は、学長があらかじめこれを決定し、その直後の経営協議会に報告し、役員会の追認を受けなければならない。

#### 第4章 出納取引

##### (金銭及び有価証券の定義)

第16条 金銭とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 現金 通貨のほか、他人振出小切手、郵便為替証書、振替貯金払出証書及び官公署の支払通知書をいう。

- (2) 預金 当座預金、普通預金、通知預金、定期預金、郵便貯金及び金銭信託をいう。

- 2 有価証券とは、国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）その他文部科学大臣の指定する有価証券をいう。

##### (金融機関との取引)

第17条 金融機関（郵政公社を含む。以下「取引金融機関」という。）は、学長が指定するものとする。

- 2 取引金融機関と取引を開始し、又は終止するときは、学長が行うものとする。

- 3 取引金融機関に預金口座又は貯金口座を設ける場合は、原則として学長名義により行うものとする。

##### (現金の取扱い)

第18条 現金は、遅滞なく取引金融機関に預け入れなければならない。ただし、業務上必要な現金の支払及び常用雑費その他小口現金払に充てるため、手元に現金を保有することができる。

- 2 前項に規定する現金は、収納した現金をもって充ててはならない。

##### (債権の管理)

第19条 出納命令役は、その所掌に属する債権について、適正に管理しなければならない。

##### (収納)

第20条 出納命令役は、収入となるべき金銭（以下「収入金」という。）を収納しようとするときは、債務者に対して納入すべき金額、期限及び場所を明らかにし、債務の履行請求を行わなければならない。

- 2 出納役は、収入金を現金で収納したときは、支払に充てることなく、遅滞なく取引金融機関に預け入れなければならない。

##### (督促)

第21条 出納命令役は、納入期限までに履行されない債権があるときは、遅滞なく債務者に督促し、収入の確保を図らなければならない。

##### (債権の放棄等)

第22条 出納命令役は、重要な財産以外の債権の全部若しくは一部を免除し、又はその効力の変更若しくはそれを放棄することができる。

- 2 出納命令役は、前項により債権の全部若しくは一部を免除し、又はその効力の変更若しくはそれを放棄する場合は、学長の承認を得なければならない。

##### (領収書の発行)

第23条 出納役は、金銭を収納したときは、所定の領収書を発行しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、取引金融機関の口座振替及び口座振込により入金したときは、領収書の発行を省略することができる。

- 3 領収書の発行及びその管理は、これを厳正に行うものとする。

#### (支払)

- 第24条 支払は、原則として取引金融機関における口座振替又は口座振込により行うものとする。  
ただし、小口現金払その他必要がある場合は、小切手又は通貨をもって行うことができる。  
2 出納役は、支払を行ったときは、領収書を徴しなければならない。ただし、振込の場合は銀行振込通知書等をもってこれに代えることができる。

#### (預り金等)

- 第25条 出納命令役は、出納役が法人の収入又は支出とならない金銭の受払を行った場合には、預り金又は立替金として処理しなければならない。

#### (前払又は仮払)

- 第26条 経費の性質上又は業務の運営上必要があるときは、前払又は仮払をすることができる。  
2 前払又は仮払をすることができる範囲等については、別に定める。

#### (立替払)

- 第27条 役員及び職員は、別に定める場合には、立替払を行うことができる。

### 第5章 資金

#### (資金の定義)

- 第28条 資金とは、支払に充当することができる現金、預金及び有価証券をいう。

#### (資金管理)

- 第29条 学長は、年度計画に基づき、資金管理方針を作成するものとする。  
2 学長は、資金繰計画を作成し、資金の不足に当たっては調達を行い、資金の余剰が認められるときは、安全かつ効率的な運用に努めなければならない。

#### (短期借入金)

- 第30条 学長は、一事業年度内において、運営資金が一時的に不足するおそれのある場合は、中期計画の借入限度額の範囲内において、短期借入金をもってこれに充てることができる。  
2 短期借入金は、当該事業年度内に返済しなければならない。

#### (長期借入金及び大分大学法人債)

- 第31条 学長は、必要があるときは、法人法第33条に定める長期借入金をし、又は大分大学法人債を発行することができる。  
2 学長は、長期借入金をするとき、及び大分大学法人債を発行するときは、経営協議会の審議の後、役員会の議決を経なければならない。  
3 長期借入を行い、又は大分大学法人債の発行を行う場合には、別に定める手続により資産を担保に供することができる。

#### (資金の貸付け、出資及び債務保証)

- 第32条 資金の貸付け、出資及び債務保証については、別に定める場合を除き、学長の承認を得なければならない。

### 第6章 資産

#### (資産の区分等)

- 第33条 資産は固定資産及び流動資産に区分する。  
2 固定資産は、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産とする。  
3 流動資産は、現金及び預貯金、未収入金、受取手形、有価証券、棚卸資産、前渡金、前払費用、未収益その他これらに準ずるものとする。ただし、1年以内に回収又は費用化等されないものは除く。  
4 資産の管理に必要な事項は、別に定める。

(固定資産等の管理運用)

第34条 固定資産、その他の物品（以下「固定資産等」という。）は、常に良好な状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて、最も効率的にこれを運用しなければならない。

(固定資産等の貸付等)

第35条 法人の固定資産等は、適正な対価なくしてこれを貸し付け、譲渡し、又は交換することができない。

2 前項の規定にかかわらず、別に定める場合には、無償又は時価よりも低い対価で貸し付け、又は譲渡することができる。

(固定資産等の管理手続等)

第36条 固定資産等の取得、処分及び管理に関する手続その他の事項については、別に定める。

(減価償却)

第37条 固定資産のうち償却を要すべきものについては、別に定めるところにより、事業年度ごとに所定の償却を行わなければならない。

(資産の減損に関する処理)

第37条の2 法人の資産のうち固定資産については、法令等及びこの規則の定めるところにより、減損に関する処理を行わなければならない。

2 前項に定めるもののほか、固定資産の減損に関し必要な事項は、別に定める。

(棚卸資産の範囲)

第38条 棚卸資産は、商品、製品、副産物、作業くず、半製品、原料及び材料、仕掛品、医薬品、診療材料、消耗品、消耗工具、器具及び備品その他の貯蔵品で相当額以上のものとする。

(棚卸資産の管理)

第39条 棚卸資産の受払、管理その他必要な事項については、別に定める。

(実地棚卸)

第40条 棚卸資産については、原則として毎事業年度末に実地棚卸を行う。

2 実地棚卸の方法等については、別に定める。

第7章 契約

(契約の方法)

第41条 契約担当役は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、公告して申込みをさせることにより、一般競争に付さなければならない。ただし、別に定める場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

2 前項の競争に加わろうとする者に必要な資格及び競争について必要な事項は、別に定める。

(入札の原則)

第42条 前条の規定による競争は、別に定めるところにより、せり売に付するときを除き、入札の方法をもって行わなければならない。

(予定価格)

第43条 契約を締結しようとするときは、あらかじめ契約に係る予定価格を設定しなければならない。ただし、契約の内容が軽微なもの又は契約の性質が予定価格の設定を要しないと認められるものについては、予定価格の設定を省略することができる。

(契約の相手方)

第44条 契約担当役は、競争に付する場合においては、別に定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。ただし、法人の支出の原因となる契約のうち別に定めるものについては、相手方となるべき者の申込みの価格によっては、その者により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、別に定めるところにより予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とすることができます。

- 2 その性質又は目的から前項の規定により難い契約については、同項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、価格及びその他の条件が法人にとって最も有利なもの（同項ただし書の場合にあっては、次に有利なもの）をもって申込みをした者を契約の相手方にすることができる。

#### （契約書の作成）

第45条 契約担当役は、競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、契約の目的、契約金額、履行期限、契約保証金に関する事項その他必要な事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、別に定める場合においては、これを省略することができる。

#### （保証金）

第46条 契約担当役は、競争に加わろうとする者から、その者の見積る金額の100分の5以上の入札保証金を、契約を締結しようとする者から契約金額の100分の10以上の契約保証金を、それぞれ納めさせなければならない。ただし、特に必要がないと認められる場合には、それらの全部又は一部を納めさせないことができる。

- 2 前項の保証金の納付は、契約担当役が認める有価証券その他の担保の提供をもって代えることができる。

#### （監督及び検査）

第47条 契約担当役は、工事、製造その他の請負契約を締結したときは、契約の適正な履行を確保するため必要な監督をしなければならない。

- 2 契約担当役は、前項に規定する請負契約、物件の買入れその他の契約については、その受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な検査をしなければならない。
- 3 学長は、特に必要があると認めるときには、第1項の監督及び前項の検査を、契約担当役以外の職員に行わせることができる。

#### （政府調達の取扱い）

第48条 政府調達に関する協定（平成7年12月8日条約第23号）を実施するために必要な事項は、別に定める。

### 第8章 決算

#### （決算の目的）

第49条 決算は、事業年度の会計記録を整理して、予算の執行状況及び法人の運営状況並びに事業年度末の財政状態を明らかにすることを目的とする。

#### （月次決算）

第50条 出納命令役は、月次の財務状況等を明らかにした書類を作成し、学長が指名する理事（以下「理事」という。）の承認を得た後、学長に提出しなければならない。

- 2 前項に定める書類の様式は、別に定める。

#### （年度決算）

第51条 出納命令役は、年度決算に必要な手続を行い、法人法第35条において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「準用通則法」という。）第38条第1項に規定する財務諸表並びに同条第2項に規定する事業報告書及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）を作成し、理事の承認を得た後、学長に提出しなければならない。

2 学長は、前項に規定する財務諸表等の決定に当たっては、経営協議会の審議の後、役員会の議決を経なければならない。

#### （決算報告）

第52条 学長は、前条に規定する財務諸表等に、法人法第11条第4項の規定により監事が作成した監査報告及び準用通則法第39条第1項の規定により会計監査人が作成した会計監査報告を添付して、事業年度の終了後3か月以内に文部科学大臣に提出する。

### 第9章 弁償責任

#### （会計上の義務及び責任）

第53条 役員及び職員は、法人の財務及び会計に関して適用又は準用される法令及びこの規則の定めるところに従い、善良な管理者の注意をもって、それぞれの職務を行わなければならない。

2 役員及び職員は、その職務を行うに当たり故意又は重大な過失により、法人に損害を与えた場合は、その損害を弁償する責に任じなければならない。

#### （亡失等の報告）

第54条 役員及び職員は、法人の金銭、有価証券、固定資産等を亡失、滅失又はき損したときは、学長に報告しなければならない。

#### （弁償責任の決定等）

第55条 学長は、第53条第2項及び前条に掲げる事実が発生したときは、当該役員又は職員につき、弁償の責任の有無及び弁償額を決定するものとする。

2 学長は、前項の規定により弁償責任があると決定したときは、当該役員又は職員に対し弁償を請求するものとする。

### 第10章 雜則

#### （改廃）

第56条 この規則の改廃に当たっては、経営協議会の審議の後、役員会の議決を経なければならぬ。

#### （実施細則）

第57条 この規則を実施するため必要な事項については、別に定める。

#### 附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成18年規則第14号）

この規則は、平成18年6月19日から施行し、この規則による改正後の国立大学法人大分大学会計規則の規定は、同年4月1日から適用する。

#### 附 則（平成20年規則第4号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成24年規則第16号）

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

#### 附 則（平成27年規則第23号）

- 1 この規則は、平成27年9月28日から施行する。
- 2 この規則による改正後の国立大学法人大分大学会計規則第52条の規定は、平成27年4月1日以降最初に文部科学大臣に提出する財務諸表等から適用する。